

第73回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 平成30年7月19日(木) 午後2時から午後3時50分まで

2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室

3 出席者

(1) 会長 小室 充孝

(2) 委員 秋葉 勝彦、本田 耕一、加藤 敏夫、川口 博三、島貫 憲夫、
成本 喜代子

※欠 席 丸山 秀和

(3) 事務局 尾上総務課長、杉崎副課長、望月情報統計係長、安部主任

(4) 説明員 (企画政策課) 阿部政策調整担当課長、木澤政策調整係長、上田主任
(建築指導課) 嵯峨指導係長、中戸川主査
(保育課) 大野保育係長、木村主事
(下水道総務課) 瀬戸業務係長、町山主査
(市税総務課) 蓑宮副課長、遠藤主任
(保険課) 鈴木保険料係長

4 資 料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開 会

(2) 議 事

要旨は次の<諮問審議>のとおり

< 諮問審議 >

会 長 それでは諮問事項ア「生涯現役促進地域連携事業における高年齢者の就労に関するアンケート調査事務」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 企画政策課説明員が入室 阿部政策調整担当課長、木澤政策調整係長が資料 1 に基づき説明 >

説明員 それでは御説明いたします。まず事業の概要ですが、少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となる中で、国（厚生労働省）では、働く意欲のある高年齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現や、地域の実情に応じた多様な就業機会の確保に向けた事業を実施しています。地方自治体が中心となって構成される「協議会」から、高年齢者の就労促進に資する取組を募集し、平成 28 年から企画競争方式により、厚生労働省で実施をしているものです。今回、本市が中心となり協議会を設立し、この企画競争に参加表明したところ、採択を受けまして、国と委託契約を交わし、今年度 7 月から平成 32 年までの 3 年間の予定で事業を実施していくこととなっています。

資料にあります、2 本市の取組内の、事業の概念図をご覧ください。この事業ではまず、高年齢者の就労に関して関わりのあるメンバーを構成員とした「小田原市生涯現役推進協議会」を設置します。この協議会で、同資料の下段にある①～⑥に記載のある取組を実施することで、高年齢者の多様な就業機会の確保をしていくということになります。①に、「生涯現役ニーズ調査」というものがありますが、これは、高年齢者に対するアンケート調査を実施するものですが、このアンケート調査は個人情報を取り扱うことになることから、この度諮問をさせていただいたということになります。アンケートの詳細な内容については担当から説明させていただきます。

では、アンケートの趣旨から説明をいたします。アンケートは、55 歳以上の高年齢者の就労に関するニーズを調査するために実施します。実施主体としては、国から事業を受託する小田原市生涯現役推進協議会ですが、個人情報のデータの流れとしては、データを保有する戸籍住民課及び高齢介護課から企画政策課が提供をしてもらい、企画政策課から協議会に提供するという流れになります。事業自体は委託業者が実施しますので、個人情報は、協議会から委託業者に提供されるということにもなります。契約期間は、平成 30 年 7 月から平成 31 年 2 月までとなります。調査の概要ですが、対象者は、平成 30 年 7 月 1 日を基準日として、住民登録を有する満 55 歳以上 80 歳未満の者か

ら、要介護認定者及び外国人を除き、年齢階層別に無作為抽出した5,000人となります。抽出件数の内訳ですが、平成27年国勢調査の人口分布をもとに、抽出して実施します。調査方法としては、郵送で配布し、郵送で返送してもらう形となります。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 調査対象者は、年齢階層別に無作為抽出ということですが、具体的にどのような抽出方法ですか。

説明員 実際の処理は、データを保有する所管課で実施してもらうこととなりますが、ランダムに抽出をすることとなります。

委 員 5,000人を抽出するに当たり、ある程度手法を統一しておかなければ、統計上の有効な活用が出来ないのではないかと思います、お聞きしました。

委 員 アンケート結果5,000件は最終的に業者に提供され、統計処理されるということですね。

説明員 郵送によるアンケート調査のため、何人から回答が得られるかは明確ではありませんが、回答のあったものについては、業者が集計を行なうこととなります。

委 員 やはり、統計データとして活用するために、抽出の手法を統一しておいた方が良いかと思います。

説明員 手法としては、平成27年度の国勢調査に基づき、年齢階層別の人口分布によって抽出件数を調整し、その中で、無作為抽出をするということです。

委 員 実際に個人情報を業者が取り扱うようですが、個人情報の管理体制等は問題のない業者ですか。

説明員 プライバシーマークを取得している業者です。当該事業者は、既に国からこの事業を受託している鎌倉市で実績があり、問題のない業者であると認識しています。

委員 協議会の構成員として小田原市が含まれていることから、契約内容等についても小田原市として把握できるという理解でよろしいですか。

説明員 協議会の事務局を本市企画政策課が行ないますので、委託契約や個人情報の取扱い等のコントロールは企画政策課が実施していきます。

会長 協議会に提供する個人情報の項目としては、住所、氏名、生年月日、性別ということによろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会長 これらの個人情報はどうような媒体で提供されますか。

説明員 CD-Rで提供する予定です。

委員 それが、最終的に業者にも提供されるということですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 アンケートの具体的な内容は、どのようなものですか。

説明員 今回の調査趣旨が、高齢者の就労についてとなりますので、就労に関する内容が中心となります。具体的には、そもそも就労をしたいのか、したくないのか、就労ではなくボランティアをしたいのかといった入り口からスタートして、就労を希望する方がいれば、次にその頻度はどの程度か、さらにはどのような職種を希望しているのかといった内容を調査していく予定です。

委員 この協議会は既に設置され、動き出しているのですか。

説明員 平成30年3月に設置しております。

委員 商工会議所やさがみ信用金庫も既に出席しているということですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では、審議に入ります。諮問事項アについて、御意見いかがですか。

(意見なし)

会長 他に御意見がなければ、諮問事項ア「生涯現役促進地域連携事業における高年齢者の就労に関するアンケート調査事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項アを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項イ「木造住宅耐震化啓発事業」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

＜建築指導課説明員入室 嵯峨指導係長が資料2に基づき説明＞

説明員 それでは、御説明いたします。今回の諮問案件は木造住宅耐震化啓発事業に係る対象世帯選定のための家屋課税台帳データの目的外利用についての諮問となります。諮問の理由については添付資料の建築物耐震化促進事業についてを御覧ください。こちらの事業は建築指導課で重点事業として進めているものですが、耐震に関して、昭和56年以前に立てられた木造住宅については、耐震性に問題があるとして、国でも問題視しています。

昭和53年に発生した宮城沖地震では、約7,000戸が倒壊しまして、昭和56年に建築基準法が改正され、新たな耐震基準が設けられました。その後、阪神淡路大震災、新潟中越地震、熊本地震と続いた訳ですが、昭和56年以降に立てられた家屋は倒壊せず、倒壊したほとんどが、昭和56年以前に建築された家屋となっています。なお、例えば昭和45年に建築された家屋等はその当時の法律の基準は充たしていることから、耐震化しないことによって法律違反となる訳ではないのですが、現実問題として危険であることから、国でも補助金を準備し、地方自治体において、耐震化を支援していくことが強力に求められているということになります。本市でも震災の恐れがあることから、昨年度から住宅耐震化緊急促進アクションプログラムという戸別訪問型の耐震啓発活動を実施しています。具体的な方法ですが、昨今、振り込め詐欺のような事例もあり、いきなり訪問しても警戒されてしまうため、自治会を通じて回覧形式でお知らせを行い、その後昭和56年以前に建築された住宅の所有者に連絡を行なった上で、最終的に戸別訪問させていただくといった流れで実施しています。建築物は立てる際に、必ず建築指導課に建築確認申請がされますので、何年度の住宅があるのかといった情報は把握しています。本課で把握している対象の古い木造住宅は約10,000戸あると把握していますが、その中で現在、年間2,000戸ほど戸別訪問しております。これまで説明したのが、アクションプログラムの1つの施策となりますが、もう1つの施策として耐震セミナーというものを開催しています。スライド上映を行ったり、パネル展示をしたりして、耐震の必要性について啓発するよう努めております。こちらについても、対象の方にダイレクトメールを発送して御案内をしております。次に補助金についての

説明なりますが、資料の下段にあるとおり、設計・工事について15万円、改修工事については85万円、合計100万円の補助金が準備されておりますが、こちらの額は加算された金額となります。国が示すアクションプログラムを活用することにより、改修工事費に30万円が加算されるものとなっております、本市でもこのプログラムを活用して支援しております。

昨年からの事業を実施していますが、建築指導課で保有しているデータに基づき耐震に関する御案内を差し上げたことにより、既に所有者が変更されていたり、亡くなられていたりといったことで、クレームを受けるなどの問題が発生しました。また、この事業については、全額が補助される訳ではなく、ある程度所有者の負担が発生することから、初動の段階で、不快感を抱かせてしまうことにより、事業の円滑な進行が妨げられてしまうといったことが発生してしまいました。このような理由から、所有者を明確にした上で、適切に耐震に関する案内をしていきたいという考えがございます。昨年は緑地区、二川地区、十字地区、芦子地区を訪問してきましたが、今年度は、足柄地区から開始し、許可が出れば山王地区も訪問していきたいと考えております。現在訪問している足柄地区については、古いデータをもとに、訪問させていただいておりますとお断りをした上で訪問している状況にありまして、所管課としましては、一刻も早く新しく、正しいデータに基づいて実施していきたいと考えていますが、住宅の所有者名義が変更されただけでは、建築指導課に届出はされないものですから、把握ができない状況にあります。建て替えであれば当然建築確認申請が出されますので、把握はできるのですが、新築となりますと、耐震化対象外となってしまうため、今回の事業には関係のないものとなります。よって諮問事案書にも記載させていただいている名義変更等が反映されている家屋課税台帳データと建築指導課が保有している昭和56年以前に建築された住宅のデータを突き合わせて、アクションプログラムに基づいた耐震化啓発事業を展開していきたいと考えております。国の補助金も毎年用意されるかは定かではないので、実施するからには、一刻も早く、危険な住宅に住んでいる方を減らし、効率の良い事業展開をしていくためにも、家屋課税台帳を活用できればと考えております。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 対象の住宅に住んでいなかったり、所有者が全く別の場所に住んでいたりするよう

場合にはこの事業の対象にならないのですか。

説明員 当然、対象の住宅に住んでいる方が優先となりますが、例えばその住宅が空き家であった場合、予算上の余裕等があれば対象とすることとしています。

委員 空き家の場合ですと、自治会を通じて案内しても対象者には伝わらないのではないですか。

説明員 自治会を通じて案内するのは、広く周知していくという観点と詐欺等の警戒心を取り除くために実施するものです。戸別訪問する前に案内し、その後円滑な訪問が行なえるように実施しているものです。

委員 この事業は既に実施しているものですか。

説明員 平成29年度から実施しています。

委員 この補助金を受けて既に耐震化した住宅はありますか。

説明員 改修に至るまでの流れについてですが、いきなり耐震化工事を始めるのではなく、まずは耐震診断を行います。これを診断設計工事と呼んでいますが、昨年度は100件ほど診断を行なっています。そのうちさらに精密な診断を実施したのが36件、耐震改修に至ったのが14件となっています。

委員 2,000件のうち14件が耐震改修を実施したということですか。

説明員 はい、そのとおりです。予算上の都合で今年度に変更してもらった方もいるので、正確な件数はもう少し増えるかと思います。また、耐震化の御案内したことにより、引越しをされたりする方もいるので、現状危険な住宅に住んでいない状況になったことも含めて、所管課としては一定の成果はあるものと考えております。

委員 昨年2,000件を対象に実施したということですが、住所等のデータの誤りは何件

ほどあったのでしょうか。

説明員 正確な件数は把握できていません。所管課としては、誤りについて連絡が無いと把握できない状況にあります。あくまでも感覚的な話にはなってしまいますが、おそらく100件前後かと思います。

委員 2,000件はどのように選定されたのですか。

説明員 対象となる住宅が10,000件ある中で、まずは近い場所から実施するという方針を立てました。また対象とした地区は、1軒1軒の住宅が近いものですから、訪問のしやすさということも考慮しました。千代地域のように古い家はあるが点在してしまったり、橘地域のように行くだけで時間がかかってしまったりする地域は課題として考えてはいます。今後、郵便を併用するようなことも視野に入れていますが、そうなると、ますます正しいデータの必要性が増すことから、課税台帳の活用ができればと考えています。

委員 全て市の職員が訪問しているのですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会長 資産税課が保有するデータで利用するのは住所、氏名、所有建物の地番のみですか。

説明員 はい、そのとおりです。この情報さえあれば足りるものです。あとは、建築指導課で保有するデータと付け合せて対応していくものです。

会長 建築指導課が保有するデータというのは建築確認申請のデータを利用するということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会長 建築確認申請のデータは、建築確認に係る事務において取得した個人情報という整理

になるかと思いますが、それを木造住宅耐震化啓発事業に利用するという事は、目的外利用に該当しませんか。

説明員 あくまでも、共通した建築物を対象としております。建築確認申請は、建物の管理をしていく上で必要となる情報であると考えており、その上で耐震化の啓発や情報提供といった事業に当該個人情報を利用することは目的内であると整理しています。

会 長 所管課の事業であることは間違いのないと思いますが、目的内利用であるという整理をしているということですね。この事業は平成29年から開始していますが、建築確認に係る事務で取得した個人情報をこの耐震化啓発事業で利用することについて諮問をしたという経緯はありませんか。

説明員 はい、諮問はしていません。

委 員 そもそも資産税課が保有している情報と建築指導課が保有している情報をリンクさせておいたほうが良い気がします。今回戸別訪問のために資産税課の情報を利用するという事ですが、市民の感覚ですと一体のものとして扱われても良いような気がします。これはあくまでも個人的な意見です。

説明員 建築指導課に提出される建築確認申請については現在紙媒体での取扱いがメインとなっております。今後はデータ管理も視野に入れていきたいと考えております。その際は頂いた御意見を踏まえまして、他課との連携についても検討していきたいと思っております。

委 員 今年度については、諮問された案件について承認されれば、目的外利用が認められるかと思いますが、来年以降も未実施の対象者に戸別訪問する際は、再度本審議会に諮問する必要がありますか。

会 長 同事業における利用となるため、今回承認されれば諮問は不要となります。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項イについて、御意見いかがですか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項イ「木造住宅耐震化啓発事業」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますのですが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項ウ「保育料、下水道使用料等の滞納整理事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<保育課、下水道総務課、市税総務課、保険課説明員入室 大野保育係長が資料3に基づき説明>

説明員 それでは御説明します。まず、諮問の理由ですが、保育料、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金については、安定した保育の提供や下水道事業の財政基盤を支えるため、保育所や公共下水道を利用する受益者に公平に賦課されているにもかかわらず、景

気低迷や家庭状況の変化等の理由から毎年滞納が発生している状況にあります。所管課であります、保育課、下水道総務課は、催告書の送付、電話催告や直接納付勧奨などによって滞納額の削減に努めておりますが、より効率的に、また、差押えを含む滞納処分を効果的に行うため、すでに滞納整理情報を相互利用している市税総務課及び保険課から、当該情報の提供、もしくは相互利用を図ることを見込んでいます。こうした保育料、下水道使用料等の滞納整理において、市税及び国民健康保険料の滞納整理に係る情報を活用することは、個人情報の目的外使用にあたるため、小田原市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により、審議会に意見を求めるものでございます。

次に事業の内容でございますが、保育料及び下水道使用料等の滞納者のうち、市税総務課及び保険課が持つ滞納者の個人情報を利用して効率的に滞納整理を実施するほか、差押え等の滞納処分の実施について、勤務先や財産情報などを効果的に活用することで迅速かつ的確に対応していきたいと考えております。

次に目的外利用する個人情報については、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、勤務先、調定額、納付状況、未納状況、財産情報、滞納処分状況、折衝等記録でございます。

次に関連法令について御説明します。守秘義務についてですが、地方公務員法の守秘義務規定に加え、税務については地方税法第22条により、国民健康保険事業については、国民健康保険法第120条の2により秘密を漏えいした場合の罰則が規定されております。

また滞納処分についてですが、市税の徴収に関しては、地方税法に規定されていますが、その滞納処分については、同法において税目ごとに国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定されています。国民健康保険については、国民健康保険法第79条の2により、保険料は地方自治法で定める歳入とされ、また下水道使用料については、地方自治法附則第6条第1項第3号により、地方自治体の歳入とされ、この法律で定める歳入については、地方自治法第231条の3第3項により、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされています。また、保育料については、公立保育所においては児童福祉法第56条第1項7号、民間保育所においては子ども子育て支援法附則第6条第7項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分できると規定されており、下水道受益者負担金については都市計画法第75条の規定に基づき、国税滞納処分の例によって取り扱うこととされています。

次に官公署等への協力要請等の規定ですが、市税については地方税法第20条の11

により、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署等に協力を求めることができると規定されております。また、滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定され、国税徴収法第146条の2には、滞納処分に関する調査について必要があるときは官公署等に協力を求めることができると規定されております。国民健康保険料についても、国民健康保険法第113条の2第1項により、保険料に関し必要があるときは、被保険者の資産や収入の状況等について、官公署に資料の提供等を求めることができると規定されております。これらの規定に基づき、市税、国民健康保険料の滞納処分については、保育料、下水道使用料等の納付に係る個人情報を活用し、効率的な滞納処分が可能となります。

次に地方団体内における各種公金の徴収の連携の強化について御説明します。これは「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」という平成19年3月27日付けの総務省自治税務局企画課長通知の内容でございます。地方税の滞納処分の例により処分することができる自力執行権を有する債権である国民健康保険料や保育所保育料などについては、国税徴収法第141条により質問検査権が与えられていることから、守秘義務は解除され、地方税と国民健康保険料、保育所保育料などを一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えないとの解釈が示されております。なお自力執行権とは、国や地方公共団体等が、私債権のように裁判所への申し立てをすることなく、自ら租税等の債権の強制徴収を行うことができる権限となります。

次に個人情報の管理について御説明します。他課から収集し、目的外利用する個人情報について、紙媒体の執務時間外の保管については施錠した部屋に保管することとし、データについてはセキュリティの確保に万全を期すものといたします。

最後に本人通知についてでございますが、事務事業の性質から本人に通知することで、事務事業の円滑な実施を困難にすることが明らかなため、本人通知は行わないことといたします。

以上で説明を終わります。

会 長 御質問ございますか。

委 員 滞納者情報の連携ということですが、市税、国民健康保険料、保育料、下水道使用料の全てを滞納している方の情報を連携するということですか。

説明員 イメージとしては、保育料を滞納している方がいたとして、その方の市税や国民健康保険料の滞納者情報を求めていくものとなります。必ずしも、保育料を滞納している方が市税や国民健康保険料を滞納しているとは限りませんので、全て滞納している方の情報を連携する訳ではなく、滞納状況に応じて連携を図るものです。

委員 保育料や下水道使用料等の滞納整理については、所管課でも自らの権限で調査をする権限がある訳ですが、諮問事案書に記載された個人情報の項目で自ら調査することが出来ない項目があるということでしょうか。

説明員 住所や氏名等は当然、所管課でも把握できる個人情報ですが、稀に収集した情報が不正確な場合があります。滞納整理を行なう場合は、対象者の正確な情報が必要となることから、情報が不正確な場合などに情報を連携することが想定されます。

委員 連携が必要ということは、連携する個人情報の項目の中で、国税徴収法に基づいた調査が不可能な項目があるのでしょうか。

説明員 滞納者の財産情報については国税徴収法に基づいて、その他の情報については地方税法の規定に基づいて調査するものとなります。

委員 根拠法は分かりました。質問は、そのような権限に基づいて保育課や下水道総務課が独自に調査することができない項目があるのかということです。そのような権限が無く、滞納整理に必要な情報に漏れが生じてしまうことから、今回諮問しているということですか。

会長 質問の趣旨を整理すると、国税徴収法や地方税法によって調査権を有しているのだから、そもそも審議会に諮問せずに、所管課の権限により調査することができるのではないかとということと、その権限で調査できない項目があるのかということだと思います。ただ、所管課としては、調査権を有しており、調査できない項目がある訳ではないけれども、効率的な滞納整理に資するよう、既に他課が保有している情報を活用していきたいということだと思います。それが個人情報の目的外利用に該当するため、本審議会に

諮問しているということだと思います。

説明員 はい、そのとおりです。本来は諮問の必要性のない内容かもしれませんが、滞納整理事務の迅速性等を踏まえて諮問させていただいたということです。

委員 滞納情報を各所管課で相互に利用していくのか、それとも市税や国民健康保険料の所管課から情報の提供を受けるだけでしょうか。

説明員 保育課の例で説明しますと、滞納処分の基準を定めて、滞納処分の対象者に関する市税や国民健康保険料の情報の提供を求めていくということになります。よって、滞納者の全ての方の情報を連携する訳ではなく、滞納状況に応じて市税や国民健康保険料の情報を活用させていただくこととなります。

委員 そうすると、他の所管課が保育課の保有する情報を求めていくということはないのですか。

説明員 今後、保育課において滞納処分実績が増えていった場合は、他課とのデータ連携も検討できるかと思います。

委員 滞納者は複数滞納をしているケースが多いと思われるので、連携は強化していくべきかと思います。

委員 現在、市税と国民健康保険料における滞納者情報のデータ連携が行なわれているかと思いますが、保険料や下水道使用料についてのデータ連携は予定していないのですか。

説明員 現時点ではデータの連携は出来ない状況です。

会長 今回の諮問では4課の連携ですから、仮に市税の担当者が保育課の保有する滞納者情報を求める場合は紙媒体を想定していますか。

説明員 はい、現時点ではそのようになります。

委員 諮問事案書に記載されている個人情報の項目で、連携による滞納整理に必要な情報は、勤務先や財産情報程度かと思いましたが、未納状況や滞納処分状況、折衝記録等が含まれているのはどういう理由でしょうか。

説明員 滞納処分については、つまり差押えを行なうこととなりますが、どの程度の財産力があって、どの程度市税として納められたのかといった折衝の経緯が得られることで、保育料における滞納処分の参考にしたいという理由から勤務先や財産情報以外の情報も含まれています。

委員 財産情報以外の例えば折衝方法等も含めて情報連携していくという理解でよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 法律の解釈として、財産の差押えについてどの程度許容されるものなのか判断がつかないため、会長や副会長の御意見を伺えればと思いますがいかがでしょうか。

会長 本審議会は、法律の解釈を含めた全ての結論を出す場ではなく、あくまでも執行機関から諮問された個人情報の目的外利用等について、その必要性を判断したり、取扱いについて制限したりする場となります。今回の諮問案件は、効率的に滞納整理を実施するために、他課の情報を目的外利用するということですので、そのことについて必要性等を判断することになるかと思えます。

委員 紙媒体の情報は具体的にどのように保管されるのでしょうか。

説明員 ファイリングし、キャビネットで保管します。

委員 そのキャビネットは施錠がされるものですか。

説明員 施錠されるキャビネットです。

会 長 これまで、保育料と下水道使用料の滞納者に対し滞納処分をした実績はありますか。

説明員 他市での実績はあると聞いていますが、小田原市ではありません。

会 長 それでは、今後積極的に行なっていく上での諮問ということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、御退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。諮問事項ウについて、御意見いかがですか。

委 員 市税や国民健康保険料の納付状況はタイムリーに変わっているかと思います。その場合、保育課や下水道総務課が提供を受けた情報が正確なものでない場合があるかと思えます。

会 長 おそらく、滞納処分に至る方は、滞納額が相当な金額であったり、払える資力があるにも関わらず納めていない方であったりする場合はほとんどかと思えます。情報の具体的な利用方法は分かりませんが、納付勧奨という段階よりも、最終段階である差押えの段階になった際に利用されるということだと思えます。

委 員 滞納者情報をあらかじめ取得することで、折衝もしやすくなると思えます。

委 員 預金の差押えは、2年、3年と長期間で滞納している人がほとんどかと思われます。

ですから、滞納処分に至る方は、市税は払っていて、保育料は払っていないというよう
な次元ではないかと思えます。

会 長 滞納整理は、実際に差押えをすることだけでなく、その前の段階である督促なども含
まれるものですよ。

事務局 おそらく、差押え前の督促等も広い意味では含まれるかと思えます。

委 員 住所が正確でなかった場合、連携により正確な住所を求めていくということでした
が、果たして氏名と生年月日が同一であるだけで同一人物であると断定できるのか少し
不安です。

委 員 一般的には氏名や生年月日に加えて連絡先等が一致すれば同一人物であるという判
断をするのではないかと思います。

会 長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項ウ「保育料、下水道使用料等の滞納整理事務」につ
いて、承認・不承認の採決をしたいと思えますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを承認することに賛成の方
は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。

会 長 それでは次に、(2) 報告事項に入ります。事務局から報告事項ア「個人情報取扱事務
登録簿」について説明してください。

事務局 (資料4に基づき説明)

会 長 各委員から何か御質問はありますか。

(質疑なし)

会 長 それでは、次に事務局から報告事項イ「個人情報保護制度の運用状況」について説明し
てください。

事務局 (資料5に基づき説明)

会 長 各委員から何か御質問はありますか。

(質疑なし)

会 長 それでは、次に事務局から報告事項ウ「個人情報漏えい事故について」について説明し
てください。

事務局 (資料6に基づき説明)

会 長 各委員から何か御質問はありますか。

委 員 収納委託先であるコンビニ店舗での個人情報事故については1件のみですか。かなり
の件数を取扱っているかと思いますが。

事務局 事故等が発生した場合は報告を求めています、把握している案件は1件です。コン
ビニでの取扱件数自体は相当な件数あるかと思いますが。

委 員 個人情報事故の記者発表・議会への報告をする基準はどのような基準ですか。

事務局 記者発表等の判断は広報広聴課が所管しております。事故が発生した場合は、総務課に加え、広報広聴課へも相談することとなっています。内容を個別に協議しまして、影響が大きい場合や、特別な場合等には記者発表等の対応をしていくこととなります。基準を作成しているかについては確認をしないと定かではありませんが、手続きについてはそのような形となっています。

会 長 他に御質問ありますか。

(質疑なし)

会 長 報告事項については、これで終わります。

会 長 それでは、3のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、御確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

会 長 では、これで第73回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第73回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(生涯現役促進地域連携事業における高年齢者の就労に関するアンケート調査事務)
- ・高年齢者の就労に関するアンケート調査について
- ・生涯現役促進地域連携事業について
- ・小田原市生涯現役推進協議会規約

●資料2

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(木造住宅耐震化啓発事業)
- ・建築物耐震化促進事業について(住宅耐震化緊急促進アクションプログラム)

●資料3

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(保育料、下水道使用料等の滞納整理事務)
- ・保育料及び下水道使用料等の滞納整理事務における個人情報(市税及び国民健康保険滞納整理事務)の目的外利用について
- ・参考資料

●資料4

- ・個人情報取扱事務の登録状況
- ・個人情報取扱事務課別登録数
- ・個人情報取扱事務の登録状況の推移
- ・個人情報取扱事務登録一覧(平 30.4.1 現在)

●資料5

- ・おだわらの情報公開・個人情報保護制度 平成29年度運用状況報告書

●資料6

- ・個人情報事故等の状況(平成29年度個別報告分)